

# 新庁舎事務所の位置決定

南九州市の事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例 原案可決

・知覧町郡6204番地を知覧町郡17327番地に改める。

## 議会の新庁舎建設に関する調査

【新庁舎建設に関する調査特別委員会を令和2年12月議会で設置 委員会開催：14回】

### 委員会審査

(総務常任委員会に付託、文教厚生・産業建設常任委員会と連合審査)

○質疑…なし

○討論

(反対)

多額の財政投資が必要となるため、不安要素を払拭できないために反対。

(賛成)

事務所の位置に関しては平成30年に庁舎建設等市民検討委員会から建設位置についての提言書において、本案の位置が望ましいとの答申が示されている。今回、庁舎建設を計画しているが、他に適地があるとは考えられず、本案の位置が最適であると判断するべき。

○採決結果

可否同数で委員会条例第17条1項の規定に基づき委員長の決するところにより、本案は否決すべきものと決定。

### 本会議

○質疑…なし

○討論

(反対) 2議員

市民の声を反映し理解を進めるには時間が不足している。また、少子高齢化の中で次の世代のことも考えず、今造らなければ損をするという議論ではない。

(賛成) 8議員

財政面から合併推進債の活用、防災安全の拠点など総合的に判断すると、条例改正の先送りは、市の計画推進に大きな心理的負担を強いることになる。

○採決結果

※特別多数議決で出席議員3分の2以上の賛成が必要。

議長も採決に加わり記名投票の結果、賛成17票、反対3票で賛成が3分の2以上で原案可決。



南九州市知覧町郡17327番地 (知覧農業振興センター)